

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	条例、規則等の取扱い	関係項目	
調 整 の 内 容	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。 3. 合併後、逐次制定し、施行するもの。		

説 明 資 料				
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
例規集登載 (平成15年4月1日現在) 条 例      177本 規 則      155本 その他(規定、規約等) 48本  計            380本	例規集登載 (平成15年4月1日現在) 条 例      182本 規 則      155本 その他(規定、規約等) 72本  計            409本	例規集登載 (平成15年7月1日現在) 条 例      204本 規 則      180本 その他(規定、規約等) 53本  計            437本	例規集登載 (平成15年12月31日現在) 条 例      209本 規 則      139本 その他(規定、規約等) 131本  計            479本	

説明資料

内 容

**条例、規則等の整備方針**

新市発足時には、鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行する。なお、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調査内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

**1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの**

新設合併であるため、新市発足とともに従来の条例、規則等は、すべて効力を失うこととなることから、次の各号のいずれかに該当するものは、新市の設置時において新たに条例、規則等を制定し、施行する。

- ア 法令により必ず制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、空白期間の許されないもの
- イ 新市の組織、職員の勤務条件等に関するもの
- ウ 公の施設等の設置・管理・手数料等に関するもの

例規の種類による分類

条例・・・・・・・・・・・・・・・・制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）

規則、訓令、その他・・・・制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）

専決処分をして制定する条例の名称（例）		
市役所の位置を定める条例	市職員定数条例	市手数料条例
市の休日を定める条例	市長等の給与等に関する条例	市国民健康保険条例
市広告式条例	市一般職の職員の給与に関する条例	市立学校設置条例
市議会定例会の回数に関する条例	市 事業特別会計条例	市公民館設置条例
市組織条例	市財政調整基金条例	市市営住宅設置条例
市印鑑条例	市税条例	市下水道条例

**2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの**

次の各号のいずれかに該当するものは、新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行する。(地方自治法施行令第3条)

- ア 4町の制度に差異があり、合併時に統合が困難なもの
- イ いずれかの市町村での条例であり、新市において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの
- ウ これまで適用されていたものを整理するまでの間施行するもの

**3. 合併後、逐次制定し、施行するもの**

次の各号のいずれかに該当するものは、原則どおり失効させ、新市の例規として必要なものは、合併後逐次制定し、施行する。

- ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)
- イ 新市長の政策的判断を要することから、必要に応じ、合併後、逐次制定し、施行するもの

**条例、規則の取扱いに関する参考法令**

**地方自治法**

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項省略)

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

**地方自治法施行令**

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

説明資料

内 容

協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	
仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの	確 認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し施行するもの	確 認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1. 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。 3. 合併後、逐次制定し、施行するもの。	確 認

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料

内 容

協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">秋田県内の合併協議会の事例</p> <p>大曲仙北合併協議会 (大仙市)</p>	<p>関係市町村の条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された事務事業の調整内容を反映させつつ、その統一化、一体化を図ることにより、新市において住民生活及び事務事業に支障が生じないよう整備するものとする。 整備にあたっては、関係市町村の従来の条例、規則等を次の区分に分類して行うものとする。</p> <p>1. 例規の種類による分類 2. 現状による分類 3. 施行方法による分類 4. 新市に引き継がないもの 【整備の区分】</p> <p>1. 例規の種類による分類 A 条例 B 規則 C 訓令、要綱等</p> <p>2. 現状による分類 A 全団体に存在するが(いずれかを基本に調整、統一する) B 全団体ではないが、複数団体に存在するもの(いずれかを基本に調整、統一する) C 1団体のみに存在するもの(原則として現行どおりとする)</p> <p>3. 施行方法による分類 A 即時施行するもの(職務執行者による専決処分または職権により施行させるもの) B 暫定施行するもの(施行令第3条により、一定の地域に暫定的に施行させるもの) C 漸次施行するもの(合併後、逐次施行させていくもの)</p> <p>4. 新市に引き継がないもの 機能を失っているもの等(整備の段階で、基本方針に照らし判断する)</p>	<p>確 認</p>
<p>田沢湖・角館・西木合併協議会</p>	<p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、承諾された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p>	<p>確 認</p>
<p>湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)</p>	<p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行するもの</p>	<p>確 認</p>

説明資料

内 容

協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 ( 潟上市 )	<p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。</li> <li>2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。</li> <li>3. 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。</li> </ol>	確認
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 ( 秋田市 )	<p>秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。</p>	確認
横手平鹿合併協議会	<p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。</li> <li>2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。</li> <li>3. 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。</li> </ol>	確認
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会		
大館市・田代町合併協議会		

秋田県内の合併協議会の事例